

第69号議案

令和3年度新城市一般会計補正予算（第2号）の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和3年4月20日提出

新城市長 穂積亮次

専決第5号

令和3年度新城市一般会計補正予算（第2号）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和3年4月1日専決

新城市長 穂積亮次

第70号議案

工事請負契約の締結

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第2条の規定により、次の工事請負契約について議会の議決を求める。

令和3年4月20日提出

新城市長 穂 積 亮 次

- 1 工 事 名 桜淵公園再整備豊川左岸側整備工事
- 2 工 事 場 所 新城市庭野地内
- 3 工 事 概 要 駐車場整備 一式
遊歩道整備 一式
- 4 契 約 金 額 216,700,000円
- 5 契 約 方 法 一般競争入札
- 6 契約の相手方 ごんだ・三河特定建設工事共同企業体
構成員（代表者）
新城市庭野字東植田38番地1
株式会社ごんだ
代表取締役 権 田 まゆみ
構成員
新城市庭野字藤ノ本15番地
三河建設工業株式会社
代表取締役 下 嶋 太

理 由

この案を提出するのは、桜淵公園再整備豊川左岸側整備工事施工のため必要があるからである。